

「甲状腺検査評価部会」について

長期継続して実施していく甲状腺検査については、県民の関心が高く、「県民健康管理調査」検討委員会（以下「検討委員会」という。）においても主要な議題となっていることから、「甲状腺検査評価部会」（以下「部会」という。）を開催し専門的知見を背景とした議論をより深め、適切な評価を行っていく。

1 設置要綱

別紙のとおり

2 部会員

別紙のとおり

3 部会の開催について

（1）第1回部会

①開催日時

平成25年11月27日（水）14:00～16:00

②内容

- ・部会長選出、副部会長指名
- ・甲状腺検査について
- ・その他

（2）第2回部会以降

開催日時、内容等については、第1回の議論等を踏まえ検討。

「県民健康管理調査」検討委員会「甲状腺検査評価部会」設置要綱

(設置)

第1条 「県民健康管理調査」検討委員会（以下、「委員会」という。）設置要綱第5条の規定に基づき、「県民健康管理調査」甲状腺検査について、病理、臨床、疫学等の観点から専門的知見を背景とした議論を深め、適切な評価を行っていくため、「甲状腺検査評価部会」（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 甲状腺検査結果の検証・評価に関すること。
- (2) 甲状腺検査の実施に必要な事項に関すること。
- (3) その他、検討委員会が指示した事項に関すること。

(組織)

第3条 部会は、委員会の座長が指名する委員会の委員及び委員以外の有識者で構成する。

- 2 部会員の任期は、委員会委員と同じくする。
- 3 部会員は、再任されることができる。
- 4 部会に部会長を置き、部会員の互選によってこれを定める。
- 5 部会長は、部会の会務を総理する。
- 6 部会に副部会長を置き、部会長がこれを指名する。
- 7 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、副部会長が、その職務を代理する。

(運営)

第4条 部会の会議は、部会長が招集する。ただし、新たに組織された部会の最初に開催される会議は、委員会の座長が招集する。

- 2 部会長は、部会の会議の議長となる。
- 3 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に部会員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(報告)

第5条 部会における検討内容等については、直後に開催される検討委員会において、部会長が指名した者が報告を行う。

(事務局)

第6条 部会の庶務は、委員会事務局で行う。

(その他)

第7条 部会の公開、資料及び議事録の取扱いは、委員会運営要領に準じる。

- 2 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年8月30日から施行する。

福島県「県民健康管理調査」検討委員会「甲状腺検査評価部会」部会員名簿

平成25年 月 日

(五十音順、敬称略)

○ 部 会 員

氏 名	現 職
春 日 文 子	日本学術会議副会長 (国立医薬品食品衛生研究所安全情報部長)
加 藤 良 平	国立大学法人山梨大学医学部人体病理学講座教授
櫛 田 尚 樹	国立保健医療科学院生活環境部長
渋谷 健 司	国立大学法人東京大学医学部医学系研究科教授
清 水 一 雄	学校法人日本医科大学 内分泌・心臓血管・呼吸器外科統括責任者 内分泌外科大学院教授・内分泌外科部長 日本甲状腺外科学会前理事長
清 水 修 二	国立大学法人 福島大学 人文社会学群経済経営学類 教授
津 金 昌一郎	独立行政法人 国立がん研究センター がん予防・検診研究センター
西 美 和	広島赤十字病院・原爆病院 小児科部
星 北 斗	社団法人福島県医師会常任理事 「県民健康管理調査」検討委員会座長